

カスタムポリシーアップデート

(税関の重要な政策と最新動向)

2016年12月



国務院が2017年度の関税調整案を承認

「2017年関税調整方案」が、国務院の承認を経て、2017年1月1日から実施される。同調整案では、輸出入貨物に対して関税率及び税則・税目を調整している。税関総署は「2017年関税調整案に関する公告」(税関総署 2016年第89号)を公布し、関係資料を編成した。同調整案によって輸入貨物関税の一部の最惠国税率、関税割当税率、協定税率が調整されたが特惠税率が適用される輸入品の範囲および税率は据え置かれた。輸出関税率として、輸出商品のうちフェロクロムなど213項目を関税課税の対象とし、そのうち50項目の暫定税率をゼロとしている。輸出入商品に対する税則・税目の「商品の名称及びHSコード協調制度」も改定され、国内事情に応じた税則・税目の一項だけ調整された。これにより改正・調整後の2017年度の税則・税目は合計8,547項目となる。

財政部、税関総署及び国家税務総局が共同して「新型表示装置産業の発展促進に向けた輸入関税の優遇税制に関する通達」を公布

財政部、税関総署及び国家税務総局は共同して、2016年12月5日付けで「新型表示装置産業の発展促進に向けた輸入関税の優遇税制に関する通達」(財関税[2016]62号)を公布した。同通達は、中国の新型表示装置産業の発展と最適化を推進させるため「第13次五年計画」の期間も、新型表示装置ならびに川上産業の原材料・部品メーカーの輸入物品に対して税優遇政策を引き続き適用するとしている。また、同通達は、新型表示装置メーカーが2016年1月1日から2020年12月31日の期間において、自社生産に必要でかつ中国国内では生産できない原材料・消耗品を輸入した場合に限り輸入関税を免除するが、関連規定に従い輸入増価税を徴収する。なお、中国国内で生産できないクリーンルーム用の関連システム及び輸入生産設備の保守用部品を輸入する場合、輸入関税及び輸入増価税いずれも免除される。また、新型表示装置産業の川上の重要な原材料・部品メーカーが自社生産プロセスに必要でかつ中国国内で生産できない原材料・消耗品を輸入した場合も輸入関税を免除する。

商務部、税関総署及び国家品質監督検査検疫総局が共同で「2017年度、輸出入許可証管理貨物リスト」を公表

商務部、税関総署及び国家品質監督検査検疫総局は共同して、2016年12月30日付けで「2017年輸入許可証管理貨物リスト」(商務部、税関総署、国家品質監督検査検疫総局公告 2016年第85号)を公表した。また、同日付けで商務部及び税関総署も共同して「2017年、輸出許可証管理貨物リスト」(商務部、税関総署公告 2016年第86号)を公表した。上述の2公告は共に2017年1月1日より施行する。

税関総署が自動車の輸入消費税の調整に関する公告を公布

「財関税[2016]63号」により、輸入自動車は2016年12月1日から、在外中国大使館・領事館職員、在中外国公館・同職員、中国常住の外国人が個人で使用することを目的とする場合、若しくは政府間協議・取り決めによって輸入する場合には課税の対象(消費税)となる。課税価格が130万人民元以上の超高級車の場合の消費税は、生産(又は輸入)段階の徴収に加え、小売段階でも10%の消費税が上乗せ徴収され、税関が徴税代行する。このため、税関総署は2016年11月30日付けで「自動車の輸入消費税の調整に関する公告」(税関総署公告 2016年第74号)を公布した。同公告によると、上述の自動車を輸入する場合には輸入申告書の消費税徴収免除欄に「特例」と記入し、上記以外の自動車を輸入する場合、輸入申告書の記入基準は従前の通りである。

税関が税関監督管理方式コード「1239」(「保税越境 EC-A」)を増設

税関総署は、クロスボーダーEC(電子商取引)の輸出入業務を一層発展促進させるため、2016年12月1日付けて税関管理作業を規範化する「税関監督管理方式コードの増設に関する公告」(税関総署公告2016年第75号)を公布し、税関監督管理方式コード「1239」(正式名称は「保税クロスボーダーEC-A」、以下「保税EC-A」)を増設した。当該コードは、中国のEC企業が税関の特殊監督管理区域あるいは保税物流センター(Bタイプ)を通じて輸入するクロスボーダーECの小売商品に適用される。ただし、天津市、上海市、杭州市、宁波市、福州市、平潭市、鄭州市、広州市、深セン市、重慶市の10都市でのクロスボーダーECの小売輸入業務を行う場合は当該コードは適用されない。

税関総署が香港・マカオにおけるゼロ関税貨物の原産地標準の追加及び関連事項に関する公告を公布

税関総署は、2016年12月8日付けて「2017年1月1日より香港・マカオのCEPAにおけるゼロ関税貨物の原産地の追加及び関連事項に関する公告」(税関総署公告2016年第77号)を公布した。同公告は、2017年1月1日から香港・マカオのCEPAにおけるゼロ関税貨物の原産地標準表の追加として、香港・マカオから、貨物貿易優遇措置が適用される一部の税目の原産地標準を変更した。香港CEPAに追加されたゼロ関税貨物はそれぞれHSコード22087000、85471000、87060030、87060090の商品である。また、マカオCEPAに追加されたゼロ関税貨物はそれぞれHSコード16023291、16023292の商品である。なお、香港CEPAにおけるゼロ関税対象貨物の原産地標準が変更された商品はそれぞれHSコード32061900、63079000の商品である。関連する原産地標準の詳細は同公告の添付資料をご参照ください。

税関が2016年商品分類行政裁定(V)を公布

税関総署は、2016年12月8日付けて「2016年商品分類行政裁定(V)の公布に関する公告(税関総署公告2016年第78号)」を公布し、ウェアラブルコンピュータ(注:身体に装着して利用することが想定されたコンピュータの総称)ならびに同周辺機器(番号C0015)をHSコード8471.4140に組み入れ、2017年1月1日から施行する。

税関が2016年商品分類決定(VI)を公布

中国税関機構が世界税関機構(WCO)公布の商品分類決定を翻訳・審査した。次いで、中国税関総署は、2016年12月13日付けて「2016年商品分類決定(VI)の公布に関する公告(税関総署公告2016年第79号)」を公布しWCOの60種類の商品分類決定を公表した。同公告は2017年1月1日より施行される。

黒竜江省国内貿易貨物のクロスボーダー輸送港を増加

税関総署は、2016年12月14日付けて「黒竜江省国内貿易貨物のクロスボーダー輸送港の増加に関する公告(税関総署公告2016年第81号)」を公布、施行した。同公告は国内貿易貨物のクロスボーダー輸送業務の拡大、東部地域の陸上・海上のシルクロード経済ベルトの建設推進、東北地域の旧工業基地振興戦略を推進するため、あらたに南沙港、塩田港、蛇口港、福州港、湛江港、アモイ港、太倉港を黒竜江省国内貿易貨物のクロスボーダー輸送港に決定した。なお中継港はロシアのスラヴァンカ港である。

税関総署が輸入貨物の直接返送業務を規範化

税関総署は、通関手続きのペーパーレス化改革を一層推進し、輸入貨物に対する直接返送手続きを規範化するため2016年12月15日付けて「輸入貨物の直接返送業務に関する事項のさらなる規範化に関する公告」(税関総署公告2016年第82号)を公布し、全国で2017年1月1日から輸入貨物の直接返送業務のペーパーレス化を実施すると決定した。同公告によって当事者は直接返送申請書を提出できることになった。また「中華人民共和国税関輸入貨物直接返送管理弁法」にも適合している場合、税間に、インターネットを通じて輸入貨物の返送手続き及び必要事項を記入した電子データを直接提出できる。なお、税関が当事者に輸入貨物の直接返送を命じる場合、税関は、当事者に対して書面による「輸入貨物の直接返送通達書」を送付し、当事者は、該当通達書を受領した日から30日以内に関連手続きを行わなければならない。

中国・ニュージーランドの原産地電子情報交換システムが本格的に稼働

税関総署は、2016年12月19日付けて「中国・ニュージーランド自由貿易協定(FTA)に基づく原産地電子情報交換システムの稼働運用に関する公告(税関総署公告2016年第84号)」を公布した。同公告により、2016年12月20日から中国とニュージーランド間で原産地電子情報交換システムが本格稼働する。これにより「中国・ニュージーランドFTA」に従い原産地証明書の電子データが迅速に伝送され、FTAの運用の円滑化が一層促進される。同公告は、通関申告書の事前入力アプリケーションによって原産地証明書の電子情報が見つからない場合、2016年12月20日から2017年3月31日の期間及び2017年4月1日以降の期間に対してそれぞれ、操作解説を行っている。なお、2016年12月20日以降に、税関が貨物の原産地に関する電子情報を受信している場合、輸入業者はFTAに定められたとおりニュージーランド原産の貨物の輸入申告に協定税率を適用できるため税間に書面の原産地証明書を提示する必要はない。また、税関は、コンテナ貨物の原産地電子情報を事前に受信して該当貨物がFTAの輸送規則に適合しているか

否か判断する場合、輸入業者は、貨物が輸送中のコンテナ番号、シール番号に変更がないことを証明できる運送書類を提出することができる。

税関が中韓 FTAに基づく原産地証明書の提出要求を簡素化

税関総署は、中韓 FTAに基づく原産地証明書の電子情報交換の円滑化を図るため、2016年12月27日付けで「中韓 FTAに基づく原産地証明書提出要求の簡素化に関する公告(税関総署公告 2016年第85号)」を公布し、同年12月28日から施行した。同公告によると、税関は、中韓 FTA の協定税率の適用を申告する貨物の輸入申告の場合、輸入業者に原産地証明書正本の提出を求めない。通関申告書の事前入力アプリケーションによって原産地証明書電子情報が発見できない場合、輸入業者は、関連規定に従って原産地証明書の追加申告を行なうことができる。その場合、適用する協定税率を明記して該当貨物の担保提供の引取り手続きを申請できる。

税関総署が税関特殊監督管理区域及び保税監督管理場所における保税貨物移動管理に関する公告を公布

税関総署は、2016年12月30日付けで「税関の特殊監督管理区域及び保税監督管理場所における保税貨物の移動管理に関する公告(税関総署公告 2016年第86号)」を公布し、保税貨物の区域間の移動管理を実施する。企業は、区域間の保税貨物の移動する場合、「分割輸送、集中申告」方式を適用し、規定に従い保税貨物の電子帳簿を作成する。また、税関の保税貨物移動管理システムによって税間に申告情報を伝送する。同公告は企業の届出、貨物の受取発送、申告、返品交換に関する詳細を規定した。

各地域の税関政策の最新動向

アモイ税関が「インターネット+自主通関申告」改革パイロットプログラムが始動

アモイ税関は、2016年12月5日から「インターネット+自主通関申告」改革パイロットプログラムが始動し、中国(福建)自由貿易試験区アモイ地区国際貿易シングルウインドウプラットフォーム上で運用開始した。輸出入業者及び代理人は「シングルウインドウ」の Web ページ又はユーザー用アプリケーションに登録し、企業の複数媒体による身分認証、「シングルウインドウ」における全ての業務の申告状況ならびに通関業務の進捗状況を照合できる。また、郵便物の受取人は当該システムに登録して、個人郵便物を申告し、銀聯(UnionPay)又は WeChatPay(微信支付)から納税できる。

上海税関がクロスボーダー電子商取引(クロスボーダーEC)ネット通販保税輸入業務の展開に関する公告を公布

上海税関は、ネット通販保税モデルとなるクロスボーダーEC の小売輸入商品に対する監督管理を強化し、クロスボーダーEC の健全な発展を促進するため、2016年12月27日付けで「越境 EC ネット通販保税輸入業務の展開に関する公告」を公布施行した。同公告により、企業は「先に入区して、後で通関する」方式を採用し、ネット通販保税輸入商品に対する通関手続きが行える。また税関の特殊監督管理区域及び保税物流センター(Bタイプ)間におけるネット通販保税商品の移動、搬出、返品の申請ならびに貨物放棄の管理も追加された。

南京税関管轄区域で一部の加工貿易業務の作業モデルを集中展開

南京税関は、行政手続きの簡素化・権限の下方委譲を推進して加工貿易監督管理の一体化プログラムを促進するため、2016年12月27日付けで南京税関公告 2016年第10号を公布した。同公告は、2017年1月1日から南京税関の管轄区域で加工貿易業務の作業モデルの集中展開の実施を決定した。同公告によって南京税関の管轄区域内の加工貿易手帳業務は、南京市、蘇州市及び南通市の3区域に区分され、手帳方式を採用することから加工貿易企業(税関の特殊監督管理区域及び保税監督管理場所に所在する企業を除く)の手帳開設(変更)、消し込み作業が一括処理される。

Contact us お問合せ先

Northern China 華北地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子
Partner パートナー
Email: naoko.hirasawa@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7054](tel:+86(10)85087054)

Central and Eastern China 華中・華東地域

Jie Xu 徐潔
Partner パートナー
Email: jie.xu@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

Sothern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚
Partner パートナー
Email: vivian.w.chen@kpmg.com
Tel: [+86 \(20\) 3813 1198](tel:+86(20)38131198)

kpmg.com/cn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2016 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. © 2016 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.